

【韓国】セウォル号関連法の制定—政府組織再編と天下り規制—

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2014年4月16日に発生したセウォル号事故を契機として、同年11月19日及び12月30日、複数のセウォル号関連法が公布された。本稿では、その中の4つの関連法を紹介する。

1 背景及び経緯

2014年4月16日、韓国南西部に位置する全羅南道珍島郡の屏風島沖で、大型フェリー「セウォル号」の沈没事故（以下「セウォル号事故」）が発生した。セウォル号事故は乗員・乗客475人中、死亡295人、行方不明9人（同年12月11日現在）という韓国海難事故史上、未曾有の大惨事となり、修学旅行中の高校生も多数犠牲となった。

事故の原因や背景の解明が進むにつれ、船長以下乗組員が乗客の救助を怠り、乗客を残して船から逃亡したこと、海洋警察の救助活動が不十分であったこと、運航会社が過積載をはじめ、数々の法令違反を犯していたこと、運航会社の実質的オーナーとされる兪炳彦（ユ・ビョンオン）氏が、犯罪収益を不正に隠していた疑惑があること等が次々と明らかとなった。国民の怒りは、運航会社のみならず、救助に当たった海洋警察や、天下り等を通じて運航会社等と癒着していた関連行政機関にも向けられた。

厳しい対処を求める世論を背景として、朴槿恵（パク・クネ）大統領は同年5月19日、国民向け談話を発表した。その中で朴槿恵大統領は、①真相調査のための委員会の設置を含む特別法制定の提案を行うとともに、②政府組織の再編（海洋警察の解体等）、③犯罪収益回収の強化、④公職者の天下り規制の強化等を行う方針を明らかにした。国会には、政府及び議員立法により、関連法案が相次いで提出された。

しかし、一部の遺族が真相調査のための委員会に捜査権及び起訴権を付与することを求め、これに否定的な与党と肯定的な野党が激しく対立した。これにより法案審議はストップし、国会は約5か月間、法案が1本も可決できない麻痺状態に陥った。

最終的に、遺族への配慮は別の形で行い、特別法により設置される委員会には捜査権及び起訴権は付与しないことで与野党が合意して国会が正常化した。同年11月7日、①4・16セウォル号惨事真相究明及び安全社会建設等のための特別法案、②政府組織法一部改正法律案、③犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律一部改正法律案が、同年12月9日、④公職者倫理法一部改正法律案が、それぞれ国会本会議で可決された。

2 4・16セウォル号惨事真相究明及び安全社会建設等のための特別法の制定

同法の制定により、セウォル号事故の特別調査委員会（以下「委員会」）の設置、運営等が定められた。委員会は常任委員5人を含む17人で構成され、そのうち3人（常任委員1人を含む）は、「犠牲者家族代表会議」において選出される。委員会の調査活動期間は原則1年間（6か月以内の延長可）であり、調査対象者に陳述書提出を求めた

り、呼び出して聴取することができる。また、委員会は必要に応じて特別検察官（本誌第 261 号（2014 年 9 月）参照）による捜査を国会に要請することができる。

3 政府組織法の改正

今回の法改正による主な改正内容は、①国民安全処の新設、②人事革新処の新設の 2 点である。①は、国務総理の所轄の下に新設される官庁であり、処長は長官級である。これまで安全行政部（部は省に相当）等の複数の省庁に分散していた安全・災害対策行政を統括する。国民安全処の新設により、海洋水産部の外庁であった海洋警察庁と、安全行政部の外庁であった消防防災庁は、それぞれ国民安全処の一部局である「海洋警備安全本部」と「中央消防本部」に再編された。

②も、同じく国務総理の所轄の下に新設される官庁であり、処長は次官級である。これまで安全行政部が所管していた公務員人事等が移管され、官民癒着根絶等に力を注ぐ。なお、安全行政部は、「行政自治部」に名称変更された。

4 犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律の改正

兪炳彦氏による犯罪収益隠しの疑惑が提起された際、すでに当人の財産の相当部分が当人の子等に相続又は贈与されていたとされ、犯罪収益の回収に困難が生じた。

これを踏まえ、今回の法改正により、多くの人命被害を出した事故に刑事責任を有する者等の没収対象財産について、その没収・追徴対象を拡大し、当該財産を取得した第 3 者の財産から追徴できる場合を定めた特例を新設した。また、没収・追徴に活用できる手段（金融取引情報、課税情報等の閲覧等）も強化された。

5 公職者倫理法の改正

退職前の業務と関連のある企業等に天下り、官民癒着の原因となる元公職者は、「官僚マフィア（官フィア）」と呼ばれ、以前から問題視されてきた。

今回の法改正は多岐にわたるが、主な改正は天下りの規制範囲及び禁止期間の拡大である。改正前は、一定の要件を満たす退職公職者は、原則として退職前 5 年間所属していた部署と密接な関連のある企業等に退職後 2 年間天下ることを禁じられていたが、法改正後は、「部署」が「部署又は機関」に、「2 年間」が「3 年間」に拡大された。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 12 月 11 日現在である。)

- ・「대국민담화문」 <http://www1.president.go.kr/president/speech.php?srh%5Bpage%5D=4&srh%5Bview_mode%5D=detail&srh%5Bseq%5D=5836&srh%5Bdetail_no%5D=87>
- ・「4·16 세월호참사 진상규명 및 안전사회 건설 등을 위한 특별법안(위원회안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_X1E4Y1O1G0A5P1O9D5W0S0N3POL2T7>
- ・「정부조직법 일부개정법률안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_T1U4K1Y1Q0S6T0P9W4T8X5M0O3R0B5>
- ・「범죄수익은닉의 규제 및 처벌 등에 관한 법률 일부개정법률안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_N1K4B0A5Z2A8A1R8A1B2V2K3S5C6L8>
- ・「공직자윤리법 일부개정법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_A1L4C1E1H1V3X2S0Z5F5M1D3Q5H2W6>